

五泉市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金交付要綱

平成28年9月1日 告示 第69号

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農産物への被害及び人的被害を防止するため、有害鳥獣等の捕獲員を確保するため、新たに狩猟免許を取得し、または新たに銃砲所持許可を受けて、有害鳥獣捕獲に従事する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、五泉市補助金交付規則（平成18年五泉市規則第48号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「狩猟免許の取得等」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項に規定する狩猟免許のうち、わな猟免許を取得すること及び第一種銃猟免許を取得し、銃砲刀剣類所持等取締法第4条の規定による許可を受けることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者で、かつ申請時において市税等を滞納していない者
- (2) 新たに狩猟免許の取得等を行おうとする者、または、新たにライフル銃の所持許可証の交付を受けようとする者であり、新潟県猟友会五泉支部に所属し、五泉市が委託する有害鳥獣捕獲業務に率先し、継続的に従事することを誓約した者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 補助金の額は別表の右欄に掲げる補助金額の合計額とし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額とする。

(補助金の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、五泉市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金交付申請書（別記様式第1号）及び誓約書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請について、変更等が生じた場合は遅滞なく市長に届け出なければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査を行い、補助金交付の可否を五泉市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金交付（却下）決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条の規定による通知を受けた者で申請を取下げようとするときは、五泉市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金交付申請取下げ書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による取下げの申請があった場合は、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第8条 第6条の規定による通知を受けた者で狩猟免許の取得等に至った者は、狩猟免許の取得等に至った日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに五泉市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金実績報告書（別記様式第5号）を次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 狩猟免許及び銃所持許可証の写し
- (2) 狩猟免許等の取得に要した金額を証する書類（領収書等）の写し
- (3) 猟友会に入会したことを証する書類の写し
- (4) 狩猟者登録証の写し

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金交付金額を確定し、その旨を五泉市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金交付額確定通知書（別記様式第6号）により報告者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第10条 補助金は、前条に規定する金額の確定後に五泉市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金請求書（別記様式7号）により支払うものとする。

(補助金の取消し等)

第11条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかの場合に該当するときは、交付の決定を取消し又は、既に交付した補助金の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条の規定による交付決定通知を受けた者で第8条の規定による実績報告がない場合
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けた場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし同日までに交付された補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なお、その効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	内 容	補助対象経費	補助金額
1 新潟県 公安委員会 による猟銃 許可申請手 続に係る経 費	(1) 猟銃等初心者講習	講習受講料として支払った金額	左記金額
	(2) 教習射撃資格認定申請	申請手数料として支払った金額	左記金額
	(3) 射撃教習受講	射撃教習受講として支払った金額	左記金額
	(4) 猟銃等火薬類譲受許可申請	申請手数料として支払った金額	左記金額
	(5) 銃砲所持許可申請	申請手数料として支払った金額	左記金額
	(6) 健康診断料	医療機関に健康診断料として支払った金額	左記金額
	(7) 射撃教習旅費	県外ライフル銃射撃教習場までの旅費（県内クレ－射撃場に係る旅費は除く。）	左記金額
2 新潟県 による狩猟 免許試験に 係る経費	(1) 狩猟免許試験手数料	試験手数料として支払った金額	左記金額
	(2) 健康診断料	医療機関に健康診断料として支払った金額	左記金額
3 保険に 係る経費	ハンター保険	ハンター保険として支払った金額	左記金額
4 ライフル銃所持者の射撃技術向上に係る経費	射撃教習（練習）旅費	県外ライフル銃射撃教習場までの旅費（県内クレ－射撃場に係る旅費は除く。）	左記金額

ただし、区分1（7）及び区分4については、1 km 当り 22 円として積算するものとする。なお、高速自動車の料金については、別途計上するものとする。